

土庄町耐震改修促進計画

平成 2 3 年 3 月

平成 3 0 年 2 月（改定）

平成 3 1 年 4 月（改定）

令和 3 年 2 月（改定）

令和 4 年 4 月（改定）

土庄町

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 本計画とSDGs・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 2

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 耐震化の基本方針と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 1 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・ 11
- 3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及・・・・・・・・ 12
- 4 地震時の建築物の安全対策に関する事項・・・・・・・・ 13
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・ 14

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- 1 助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 融資制度・税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

- 1 耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 耐震化に努める建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定された。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられた。

これらを受け、平成17年11月に法が改訂され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標を定めた。また、平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率が95%に定められた。

これらを踏まえ、本町においても、土庄町耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできた。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど、大きな被害を受けた。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まったところである。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識された。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると本町でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（住宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。

今般、前期計画期間の終了により「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「第三次県計画」という。）が策定されたことを踏まえ、本町においてもこれまでの取組みの成果や課題等を検証し、国の基本方針の改正内容及び第三次県計画等との整合を図り、本計画を見直すこととした。

2 計画の目的

本計画は、近い将来、高い確率で発生が予測されている南海トラフを震源とする大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害の軽減を図るため、法第6条に基づき、既存住宅・建築物の耐震化を促進することを目的とする。

3 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び第3次県計画を踏まえ、本町の「土庄町地域防災計画」に沿って作成する。

4 本計画とSDGs

SDGsは、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていく。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までとする。なお、計画期間内における国の方針や社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来、本町において被害の発生が予想される大規模な地震として、

- ①南海トラフを震源域とする震源 最大クラス
- ②中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震
- ③長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

本計画で想定する地震は、発生する可能性が高い①とし、その被害は次表のように想定されている。

南海トラフ※1を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス※2）

項目		被害想定結果
条件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード※3	9.0
震度の予測	震度分布	6強
	液状化分布	土庄地区、浜崎地区その他沿岸地域 危険度A 液状化危険度区分※4
	津波	王子前漁港 高さ3.0m (満潮位・地盤変動考慮)
建物被害 全壊	揺れによる被害	280棟
	液状化による被害	100棟
	津波による被害	20棟
	急傾斜崩壊による被害	10棟
	地震火災による被害（冬18時※5）	少ないが被害はある
	合計（冬18時※5）	410棟
人的被害	死者（冬深夜※5）	60人
	負傷者（冬深夜※5）	290人
	避難者（冬深夜※5）	避難所 1,800人
		避難所以外 1,200人

（平成25年3月31日、8月28日県公表）

（注意事項）

※1：南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼ぶ。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝である。

※2：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波である。

※3：モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こる。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードという。いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており国際的に使われている。

※4：液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い

危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い

危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5：被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成30年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）に基づき算出した結果、町内の住宅数は約6,520戸となっている。そのうち、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約3,280戸あり、それ以外の約2,920戸が旧耐震基準に従って建設された住宅である。また、この約2,920戸のうち耐震性を有する建物や耐震改修を行った建物は約780戸と推計した。

以上のことから、町内の住宅のうち、約4,060戸が耐震性を有しており、平成30年の住宅の耐震化率は62.3%とした。

(2) 民間建築物の耐震化の現状

法第14条に定められている特定既存耐震不適格建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）のうち、多数の者が利用する建築物については、地震時の被害が甚大になる恐れがあるため、重点的に耐震化する必要がある。

本町にある民間建築物は下表のとおりであるが、耐震化の状況については、関係機関と連携し、調査を進めるとともに耐震化促進の啓発を行うものとする。

民間建築物の耐震化の現状

区分	昭和 57年 以降建築 ①	昭和 56年 以前建築 ②	②の内 耐震性有 ③	総数 ①+②= ④	耐震性有 ①+③= ⑤	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
福祉施設	3	2	2	5	5	100.0
医療施設	0	0	0	0	0	0.0
ホテル・旅館等	2	8	2	10	4	40.0
店舗等	1	0	0	1	1	100.0
合 計	6	10	4	16	10	62.5

※保育所は、階数が2以上、かつ床面積が500㎡以上。老人福祉施設・障害福祉施設等は、階数が2以上、かつ床面積が1000㎡以上。他の民間建築物は、階数が3以上、かつ床面積が1000㎡以上。

(3) 町有建築物の耐震化の現状

町が所有している建築物については、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物でも防災上重要な施設や町民の集まる施設が多くあり、町有建築物も耐震化状況を把握し、耐震化を図る必要がある。

町有建築物の耐震状況は下表のとおりである。近年、避難施設を主に耐震化を図っており、現状の耐震化率は98.7%である。

町有建築物の耐震化の現状（棟数）

区分	昭和 57年 以降建築 ①	昭和 56年 以前建築 ②	②の内 耐震性有 ③	総数 ①+②= ④	耐震性有 ①+③= ⑤	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
防災拠点施設 (庁舎、消防)	4	0	0	4	4	100.0
学校校舎	2	3	3	5	5	100.0
学校屋内体育館	1	2	2	3	3	100.0
福祉施設 (こども園等)	3	4	4	7	7	100.0
医療施設	0	0	0	0	0	0.0
町民が集まる施設 (公民館・体育館等)	7	9	8	16	15	93.8
町営住宅等	57	60	59	117	116	99.1
合 計	74	78	76	152	150	98.7

※小豆島西消防署、小豆島老人ホーム含む

2 耐震化の基本方針と目標

(1) 基本方針

住宅・建築物等の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者・管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、町民の自主的、主体的な取り組みを促進する。

(2) 緊急輸送路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置づけられた緊急輸送路のうち、町内の道路(以下「緊急輸送道路」という。)沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※緊急輸送路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員並びに生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

①第1次輸送確保路線・・・広域的な輸送に必要な主要幹線道路

②第2次輸送確保路線・・・庁舎等の主要な防災拠点と接続する幹線道路

③第3次輸送確保路線・・・第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

(3) 耐震化率の目標

一般住宅の耐震化率の現状は62.3%であり、香川県平均82%と比較して低く、第三次県計画の目標耐震化率は91%であるが、町は令和7年度までの目標耐震化率を、引き続き75%に設定する。

民間建築物の耐震化率の現状も62.5%と、香川県平均82%と比較して低く、第三次県計画の目標耐震化率は97%であるが、町は令和7年度までの目標耐震化率を、引き続き95%に設定する。

一方、町有建築物については、現状の耐震化率は98.7%であり、今後、計画的に建替え等を実施し、令和7年度末の耐震化率の目標を100%に設定する。

耐震化率の現状と目標

区 分	耐 震 化 率	
	現 状	目 標 (令和7年度)
住 宅	62.3%	75%
民間建築物	62.5%	95%
町有建築物	98.7%	100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 役割分担

香川県、土庄町、建築関係団体及び建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するものとする。

(1) 県の役割

① 香川県耐震改修促進計画の策定

- ・ 県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ・ 施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに見直しや更新
- ・ 市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ・ 特定既存耐震不適格建築物の所有者に行う指導・助言・公表等の実施・「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA監理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

②耐震診断、耐震改修の促進

- ・ 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・ 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ・ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・ 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修への間接補助
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断への間接補助
- ・ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断へ間接補助
- ・ 要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ・ コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- ・ 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止対策の指導
- ・ 大規模空間に係る天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。）の脱落防止対策
- ・ 建築設備の耐震対策の指導
- ・ 家具の転倒防止対策の啓発
- ・ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ・ 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・ 法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講習会の開催

④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ・耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- ・「低コスト工法」※2の普及啓発
- ・市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ・市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ・市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- ・建築関係団体が行う施策への協力
- ・耐震診断・耐震改修を実現可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：低コスト工法とは、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートの採用による設計のことを指す。また、「低コスト工法」の実績を客観化する際には、耐震改修工法は、「木造住宅 低コスト 耐震補強 の手引き」において、評価番号が A - ***であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を指すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法を用いた方法としている。

（2）町の役割（担当課）

①耐震改修促進計画

- ・町耐震改修促進計画の作成（総務課）
- ・町耐震改修促進計画に基づく施策等の進捗状況の検証（総務課）
- ・町耐震改修促進計画の見直し（総務課）

②耐震診断、耐震改修

- ・町有施設の耐震診断、耐震改修の実施（施設を有する全課）
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進（建設課）
- ・住宅の耐震化への支援（建設課）
- ・民間施設の危険なブロック塀等の撤去への支援（建設課）
- ・県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導への協力（建設課）

- ・県が実施する窓ガラス等の落下防止対策の指導への協力（建設課）
- ・県が実施する建築設備の耐震対策の指導への協力（建設課）

③普及、啓発等

- ・耐震化に関する相談窓口の設置及び運営（総務課、建設課）
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布（総務課、建設課）
- ・耐震化に関する情報の提供（総務課、建設課）
- ・自治会組織、自主防災組織等を活用しての耐震化の啓発（総務課）
- ・家具の転倒防止対策の啓発（総務課、建設課）
- ・「香川県・県内市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）に定めた方策の取組み（建設課）

④技術者の養成

- ・県が実施する耐震診断、耐震改修に関する講習会等への参加（建設課）

⑤連携

- ・県及び建築関係団体との連携および相互協力（建設課）

（３）建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県や町と連携を図りながら、各種施策への協力を行う。

①耐震診断、耐震改修の促進

- ・民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・県及び町が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ・家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・耐震化に関する情報の提供

③技術者の養成

- ・耐震診断、耐震改修に関する講習会など会員の技術力の向上
- ・耐震改修の工法開発

（４）建築物の所有者の役割

建築物の所有者等は、地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努める。

① 耐震診断、耐震改修等の実施

- ・住宅・建築物の耐震診断
- ・耐震診断の結果に応じた耐震改修

- ・総合的な対策としてコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ・ブロック塀などの安全点検
- ・建築設備の耐震対策
- ・地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 自ら所有し、又は管理する住宅等に対する支援の方針

町は、自ら所有し、又は管理する住宅等の耐震化の事業に対し、次のような支援を行う。

- ・耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・住宅の耐震化に対する補助
- ・危険なブロック塀等の撤去への補助

(2) 重点的に耐震化すべき地域・地区

- ・緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

なお、町は避難路として次の道路を指定し、沿道の危険ブロック塀等の撤去の促進を図るものとする。

(Ⅰ) 第三次県計画で位置づけた避難及び救援救護活動、緊急物資の輸送等の機能を確保する必要がある緊急輸送道路

(Ⅱ) 土庄町地域防災計画に定める避難路

(ⅰ) 国道、県道及び町道

(ⅱ) 主要避難路（資料編参照）

(ⅲ) 幅員2メートル以上の町管理農道及び集落道で町長が指定したもの

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ・住宅
- ・災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎
- ・災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ・災害時に救護施設となる病院
- ・災害時に要配慮者利用施設となる社会福祉施設等
- ・災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ・緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建築物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・緊急輸送道路
- ・避難路

3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口に常備し、配布するとともに耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報紙を通じて、町民に広く普及していくよう努める。

また、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、アクションプログラムに基づき、戸別訪問等の方法により、直接的な情報提供の充実を図る。

(3) 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等の意識の啓発を図るため、地盤の揺れやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、ホームページに公表するとともに全世帯に配布することを目指す。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームと併せて実施することが有効な手段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

(5) 低コスト工法の普及をはじめとした町内技術者の養成

より安く、最小限の工事で、また住みながらの工事を可能とし、デザイン性も高い、それでいて安全性・安心感を得られるなど、住宅所有者の意向に寄り添った耐震改修を提案するため、「低コスト工法」をはじめ、多種多様な耐震改修工事の手法を習得した技術者を多く育成するため、技術者向けの講習会、行政職員、事業者等の情報交換・技術力向上のための勉強会等の実施について関係機関と連携し運営協力を行う。特に「低コスト工法」を活用することのできる改修事業者の育成には、引き続き重点的に取り組む。

(6) 自治会組織、自主防災組織等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町は、自治会組織や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため必要な支援を行い啓発等に努める。

4 地震時の建築物の安全対策に関する事項

過去に発生した地震では、コンクリートブロック塀の転倒や窓ガラスの破損により、多くの死傷者がでたり、体育館の天井が落下し負傷者がでたことから、ブロッ

ク塀の安全対策、ガラスの破損や屋根ふき材・天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されている状況である。このため、町においては、以下について周知、啓発を行う。

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

ブロック塀等が倒壊した場合、避難路を塞ぎ、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このためブロック塀等の倒壊の危険性を町民に周知し、啓発を行う。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

窓ガラス等が落下した場合、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このため、窓ガラス等の落下の危険性を町民に周知し、啓発を行う。

(3) 天井の落下防止対策

体育館等の大規模空間を持つ建築物の天井が落下した場合、死傷する可能性があるとともに、その施設として機能しなくなる可能性がある。このため、所有者等に天井の施工状況等の点検を促す。

(4) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。

また、東日本大震災において住宅に設置されていた電気給湯器が、多数転倒し、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正された。

特に、防災上重要な施設については、建築設備の耐震対策や住宅の給湯機器の転落防止対策も重要である。このため、建築設備の耐震化の重要性について町民に周知し、啓発を行う。

(5) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については、地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになる。また、場合によっては死傷する可能性がある。このため、自治会組織や広報紙を通して、身近な住宅の耐震対策として家具の固定等の転倒防止対策を促進する。

(6) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、

既存エレベーターについても改修が求められる。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物等の所有者等に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について啓発を行う。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に伴い、エレベーター及びエスカレーターの落下防止対策が明確に示されたことにより、必要に応じて、建築関係団体と連携を取り、改善に向けて啓発を行う。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

沿道の住宅・建築物の耐震化を図ることが必要な道路として、町内の「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」及び「土庄町地域防災計画に定める避難路」を指定する。

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

ア 住宅

町は、一定の条件を満たす住宅の耐震対策をする者に対して、国の補助制度を活用し、町の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修等の助成を実施する。

イ 危険なブロック塀等

町は、一定の条件を満たす道路に面した民間の危険なブロック塀等の撤去をする者に対して、国の補助制度を活用し、町の予算の範囲内で、ブロック塀等撤去の助成を実施する。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

2 融資制度・税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

① 住宅に係る税制度

- ・所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、要した費用の10%相当額（25万円を上限）を所得税から控除
- ・固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間、固定資産税額を2分の1に減額

※ 融資制度、税制度については、制度が変更になる場合がある。

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設の耐震化を優先的に推進する。

避難場所に指定されている施設

- ・ 公民館
- ・ 研修施設

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法第14条に基づき、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、2「耐震化の基本方針と目標」を念頭に置き、法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(2) その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。